

	柏市	我孫子市	松戸市	流山市	野田市	印西市	佐倉市
除染計画	○「放射性物質汚染対処特措法」に基づく重点調査地域 ○H24.3「柏市除染実施計画」策定（※計画期間はH26年3月まで）	○「放射性物質汚染対処特措法」に基づく重点調査地域 ○H24.4「我孫子市放射性物質除染実施計画」策定 →H25.4改訂（※計画期間はH26年3月まで） ○「我孫子市第2次放射能対策総合計画」（H26.4～H28.3）定期的測定、必要な除染の継続、焼却灰一時保管への対応など。	○「放射性物質汚染対処特措法」に基づく重点調査地域 ○H24.3「松戸市除染実施計画」策定→H25.3計画一部改訂→H26.1計画一部改訂 法に基づく除染実施区域に小学校2施設、公園緑地13施設を追加。	○「放射性物質汚染対処特措法」に基づく汚染状況重点調査地域 ○「流山市放射性物質除染実施計画」策定 →H25年4月 一部変更 →H26年4月 放射能対策室を廃止。環境政策・放射能対策課環境保全係が引き継ぐ。	○「放射性物質汚染対処特措法」に基づく重点調査地域 ○H24.3「野田市放射性物質除染計画」策定	○「放射性物質汚染対処特措法」に基づく重点調査地域 ○H24.4「印西市放射性物質除染実施計画」策定 →H26.4「印西市放射性物質除染実施計画 第5版」策定（H27年3月まで）	○「放射性物質汚染対処特措法」に基づく重点調査地域 ○H24.4「佐倉市放射性物質除染実施計画」策定。H25年度「佐倉市放射性物質除染実施計画」 →H25.9.1「佐倉市放射性物質除染計画」改訂 期間をH27.3.31まで延長し、放射性物質対策を継続
目標	○H26年3月までに年間で1mSv未満をめざす	○H26年3月までに年間で1mSv未満をめざす（小中学校ではH24年8月までに） ○高さ1mで0.23μSv/h未満を目標（子どもが多く利用する施設では50cmで）	○H26年3月までに年間で1mSv未満をめざす	○H26年3月までに年間で1mSv未満をめざす	○H24年度完了をめざす ○H25年4月から私有地（戸建、集合、農地など）を含む市内全域で除染をめざす	○H26年3月までに年間で1mSv未満をめざす ○高さ1mで0.23μSv/h未満（幼児、小学校等では50cm）をめざす	○年間1mSv以下を目標に、平均的線量が0.23μSv/h以上の施設について除染実施
市の独自基準・政策	○小学校、幼稚園、保育所は、高さ5cm、50cm、1mの全ての空間線量率とも0.23μSv/hを目標 ○中学校、高校は50cm、1mで0.23μSv/h未満を目標 →H26.3 市立小・中・高校、幼・保、公園、スポーツ施設をはじめとする各公共施設（新設の施設を除き）の除染終了。 ○通学路は、指定通学路（市道）について除染済み。 ○平成26年度も定期的なモニタリング測定やパトロール等の対策を継続し、必要に応じて、局所除染等の対策を実施。	○小・中学校、保育園、幼稚園では子どもが受ける年間積算線量計による推計値1mSv以下を目標 ○高さ5cmで0.23μSv/h未満を目標 →小・中学校は平成24年8月、保育園、幼稚園は平成24年9月に除染完了。公園、子どもの遊び場も平成25年12月に除染完了。 ○通学路は、小・中学校、保育園、幼稚園の半径300mで除染完了。また、市民と協力して、市内全域の道路側溝の除染を平成25年12月に完了。 → H25年3月に公園、遊び場で100%完了。スポーツ施設の一部で、コート洗浄後も指標値未満とならず、91.7%対策検討中。除染終了後の事後モニタリングによる観察継続。 ○小・中学校、保育園、幼稚園での積算線量計は継続の方向。 ○放射能対策会議の概要を公開。（H23年7月～）	○H24.6「松戸市放射能対策総合計画」を独自に策定 焼却灰対策、市民の件子管理も項目に入れる ○子ども関係施設や小学校で、平均線量だけでなく敷地すべての空間において高さ50cmで0.23μSv/h未満をめざす 子どもの遊び場、スポーツ施設も含む→H24年9月に保・幼・学校施設で100%完了 → H25年3月に公園、遊び場で100%完了。スポーツ施設の一部で、コート洗浄後も指標値未満とならず、91.7%対策検討中。除染終了後の事後モニタリングによる観察継続。	○高さ1m（小学校以下は50cm）で0.23μSv未満をめざす ○子どもが多く利用する施設では高さ5cmで0.23μSv/h未満をめざす 公園などではH24年10月末に完了予定→学校・幼・保では実質H24.8で完了→H25年3月 公園、子どもの遊び場で除染終了 ○子どもが多く利用する施設を中心に空間線量のモニタリングを継続	○高さ5cmで0.23μSv/h以上の箇所が使用する38施設で除染終了	○子どものいる生活空間、幼、保、小、中学校では高さ5cmで0.23μSv/hをめざす →子どものいる生活空間、公共施設、街路、通学路等で除染終了。 今後定期的な定点観測を継続。	○H23.9「佐倉市放射性物質除染計画」策定 ○保育所、幼稚園、小中学校における空間線量を0.0223μSv/h未満を目標 →独自対策目標値0.223μSv/hを超えた27箇所の除染終了 ○除染終了後も経過観察する。 →新たに経過観察施設を設ける。（対策目標値0.223μSv/hを超えた場所で、除染後下がった小・中、幼、保、公園など）
民有地の測定と除染	○測定：要望を受けて実施 ○除染は市は行わない ○町会自治会単位での除染活動、及びH26年度からの新たな施策である「ご近所測定・除染」をすすめる。（町会支援として放射線対策室を放射線量測定コールセンターとする） そのための必要な用具、マスク等を市が提供。アドバイザー（市職員28人）を派遣。 → H26.2現在まで市職員による測定実施3414件。町会自治会による除染への支援77件。	○測定：平成23年11月から要望を受けて実施 ○除染：平成24年7月に妊婦、就学前の子どものいる戸建て・集合住宅で実施。その後、10月に小学生以下の子どもがいる住宅、平成25年1月に中学・高校生の子どものいる住宅に募集を拡大。平成25年4月から全ての住宅を対象に申請を受け付け、除染を実施。 基準値：妊婦・小学生以下⇒高さ50cmで0.23μSv/h以上 中学生以上⇒高さ1mで0.23μSv/h以上 →H26.3 除染受け付けは終了。市職員による測定は継続中。	○測定：要望を受けて実施→住宅地はH25年9月に、住宅地以外の民有地は同年11月に受け付け終了。 ○除染：小学生以下の子どもがいる住宅 除染実施区域内の住宅（高さ1m、子どもがいる場合は高さ50cmで0.23μSv/h以上） →除染後の指標達成率 住宅地（土面、コンクリート面、芝生、草地、雨どい、柵等）が93.5%。住宅地以外の民有地では、高さ1mですべて0.23μSv/h未満のため、除染対象とならず。	○測定：H24年6月8日締め切り予定を延長 ○除染：戸建て、賃貸、集合住宅も対象局地的箇所（雨樋の下など）でも高さ1mで0.23μSv/h以上なら除染の対象 ☆山林、農地も対象 ○側溝、雨どい下なども対象 →H25年3月 申し込みの住宅で除染終了	○除染：戸建て、集合住宅は測定を申請した上で、高さ5cmで0.23μSv/h以上の場合除染 →H25年2月受付締切 ☆自治会加入者は自治会を通して 自治会未加入者は直接申請 民生委員の支援もあり ☆農地、道路側溝も対象に。	○測定：H25年度中は申請を受けて実施 ○除染：基準値超の場合除染 民有地の除染はH25年5月末で申請受け付け終了。これに伴う線量測定も申請分で終了する	○地表1m（子どもの生活空間では50cm）で0.223μSv/hを基準に、所有者の協力の上で測定、除染（H24年） ☆放射線量測定器貸し出し：これまでの1日から、次開庁日午後4時半まで延長
除去物の保管等	○現場保管 土の中に埋設 ○側溝の除去物は中間処理業者へ排出	○現場保管 ○側溝の除去物：クリーンセンター内に建屋を建設し一時保管場所として共用開始	○現場保管が基本 天地返し、埋設 ○8000Bq/kgを超えるものは法に基づき指定廃棄物として国に申請。	○自宅保管 ○側溝等の除去物は置き場確保	○基本的に天地返し ○自治会清掃で出る側溝の除去物は指定袋で回収	○敷地内保管 埋設	○敷地内置き場保管